

共済年金 だより

No.95

平成21年5月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重 要 >

平成21年度の年金額は据置き	2頁
「個人住民税」の年金からの特別徴収について	2頁
年金支払通知書について	3頁
全国年金相談開催案内	4頁
年金受給者の皆様からよくある照会	5～7頁
読者のひろば・お問い合わせ先	8頁



「こいのぼり」千葉県茂原市ひめはるの里 大塚喜男（千葉県）

平成21年度の年金額は据置き

平成20年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率はプラス1.4%となり、名目手取り賃金変動率(平成17年度から平成19年度の実質賃金変動率等を基に計算した率)はプラス0.9%となりました。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がプラスとなる場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められています。

ただし、上記により改定された本来の年金額よりも現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、平成21年度の年金額は、平成20年度と同額となりました。

※ 平成12年度から14年度のマイナス1.7%分の物価スライドを据え置いていることから、現在の年金額は、本来水準よりも高い水準の年金額(物価スライド特例水準の年金額)となっています。法律上、この特例水準の解消等を行った上で、実際の改定が行われることになります。

平成21年10月から「個人住民税」の年金からの特別徴収が実施されます

平成21年10月の定期支給期から市区町村からの依頼により、65歳以上の年金受給者の方の「個人住民税」が年金から特別徴収されることになります。(遺族(共済)年金、障害(共済)年金及び社会保険庁から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。)

この個人住民税の**特別徴収**の詳細に関しましては、**住所地の市区町村の税務担当の窓口**にお問い合わせください。

特別徴収により個人住民税が徴収される方には、平成21年10月にお送りする「年金支払通知書」に、その徴収額を記載しますので、ご確認ください。

(別途、市区町村からは、5～6月に「税額決定通知書」が送付されます。)

九段合同庁舎へ年金相談で来庁される皆様へ

九段合同庁舎にセキュリティゲート(IC身分証等所持者による通行)が設置されました。

平成21年4月1日から九段合同庁舎1階ロビーにセキュリティゲート(IC身分証等所持者による通行)が設置されましたが、年金受給者の方が年金相談で来庁される際には、セキュリティゲートを通過しないで、今までどおり受付窓口で受付後、2階の年金相談室までお越しください。

6月に「年金支払通知書」をお送りします

平成21年6月定期支給期の前に平成22年4月定期支給（平成22年3月分）までの年金の支払額等をお知らせする「年金支払通知書」をお送りします。

ただし、平成22年4月定期支給まで表示されていない方や「支給額」欄に1ヶ月分の支給額しか表示されていない方につきましては、その定期支給前に改めて年金支払通知書をお送りいたします。

また、厚生年金保険等に参加している方で、年金の一部が支給停止されている場合は、別途送付する「年金の一部支給停止通知書」にて支払額等をお知らせする場合があります。

●年金支払通知書の見方

年金支払通知書							
年金証書記号番号 A-××-××-××××××-×							
年金受給権者氏名 ネキン タウ 様							
払渡金融機関名 ヲウチキョウ							
あなたの年金については、下記のとおり支払うことになりましたので通知します。							
支払日	(円) 支給額		(円) 税 額	(円) 控除額	(円) 差引支払額	備 考	
21.06.15	200,666		1,024		199,642		
21.08.14	200,666		1,024		199,642		
21.10.15	200,666		1,024		199,642		
21.12.15	200,666		1,024		199,642		
22.02.15	200,670		1,025		199,645		
22.04.15	200,666		1,024		199,642		

平成21年 6月〇日発行

①「支給額」欄 … 支給年金額の2ヶ月分が各定期支給で支払われます。年金は後払いとなるため、各定期支給で支払われるのは次の表のように前月分と前々月分となります。

6月定期支給	8月定期支給	10月定期支給	12月定期支給	2月定期支給	4月定期支給
4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

※2月定期支給では、21年4月から12月の各定期支給に1円未満の端数があった場合に、その端数を合算して送金することとしています。

②「税額」欄 … 税額の表示がある方は、年金に対する所得税が源泉徴収されます。
障害（共済）年金、遺族（共済）年金は、所得税がかかりません。

③「差引支払額」欄 … 支給額から税額やその他の控除額（注）を差し引いた金額を表示しています。
この金額が指定された口座に振り込まれます。

（注）その他の控除額 … 介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料が年金から徴収される方は、その金額が表示されます。また、その他過払額や一時金返還額などがある方についても、その金額が表示されます。

★この年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があるときは、そのつど年金支払通知書を送付いたします。

全国年金相談開催案内

平成21年度の年金相談につきましては、全国32地区で開催いたします。（開催日程は別表のとおりです）
各会場とも開催地ごとの予約制となっております。**年金相談の予約は開催日の1週間前まで受け付けておりますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。**

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

■ 別表 平成21年度 年金相談開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
福島市	6月18日(木)	杉妻会館	津市	10月15日(木)	プラザ洞津
宇都宮市	6月19日(金)	ニューみくら	名古屋市	10月16日(金)	KKR ホテル名古屋
町田市	6月20日(土)	ホテル町田ヴィラ	旭川市	10月23日(金)	旭川ターミナルホテル
甲府市	6月26日(金)	KKR 甲府ニュー芙蓉	京都市	10月23日(金)	KKR 京都くに荘
千葉市	7月17日(金)	ホテルプラザ菜の花	岡山市	10月29日(木)	サンピーチOKAYAMA
さいたま市	7月24日(金)	ブリランテ武蔵野	広島市	10月30日(金)	KKR ホテル広島
横浜市	7月26日(日)	KKR ポートヒル横浜	那覇市	10月30日(金)	八汐荘
鳥取市	9月18日(金)	白兎会館	水戸市	11月 6日(金)	ホテルレイクビュー水戸
札幌市	10月 2日(金)	KKR ホテル札幌	高松市	11月13日(金)	ホテルルポール讃岐
金沢市	10月 2日(金)	KKR ホテル金沢	熊本市	11月13日(金)	KKR ホテル熊本
神戸市	10月 8日(木)	パレス神戸	山口市	11月20日(金)	セントコア山口
大阪市	10月 9日(金)	KKR ホテルオーサカ	宮崎市	12月 4日(金)	ホテルひまわり荘
佐賀市	10月 8日(木)	ホテルグランデはがくれ	鹿児島市	12月11日(金)	KKR 鹿児島敬天閣
福岡市	10月 9日(金)	KKR ホテル博多	高知市	12月18日(金)	高知共済会館
盛岡市	10月15日(木)	エスポワールいわて	静岡市	1月22日(金)	静岡ビクトリヤホテル
仙台市	10月16日(金)	KKR ホテル仙台	長崎市	1月29日(金)	セントヒル長崎

予約をされます皆様へ

連絡事項（年金相談をご予約される前に必ずお読みください。）

◎年金相談予約方法

①電話での予約…予約専用電話 **03-3265-9708**（土・日・祝日除く）

受付時間 午前10時～12時、午後1時～6時

②インターネットでの予約…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)」

ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談・案内」を開く②「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く③「年金相談会の予約をしたい」を開き案内にしたがって入力

③文書での予約…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)

(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号

(7)相談内容を記入して下記宛にご送付ください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

遺族共済年金は誰がどんな場合に受けられますか？

退職共済年金などを受けている元組合員の方にもしものことがあった場合には、下の表に掲げる「国共済法上の遺族」に該当する方が、遺族共済年金を請求できます。

なお、国共済法上の遺族に該当する方が、ご自分の退職・老齢系や障害系の年金などを受けている場合には、遺族共済年金の一部又は全額の支給が停止されることがあります。

「国共済法上の遺族」		
元組合員との続柄等	生計維持関係	遺族の順位
配偶者	元組合員の死亡当時において、 ① 元組合員と生計を共にしていたこと ② 恒常的な年収が850万円未満（又は所得額が655万5千円未満）であること	第1順位 妻と子では妻が優先します 夫と子では子が優先します
子（18歳未満） ※「18歳未満」には、18歳になって初めて迎える3月31日まで（一般に高校在学期間）を含み、まだ配偶者がいないこと		
子（障害者） ※元組合員の死亡時において既に障害等級1級又は2級（国共済法に定める等級）に該当していたこと		
父母	元組合員の死亡当時において、 ① 元組合員と生計を共にしていたこと ② 両親と死別等のため元組合員の収入により生計を維持されていたこと	第2順位
孫（18歳未満）（孫が元組合員と養子縁組した場合も含みます） ※「18歳未満」には、18歳になって初めて迎える3月31日まで（一般に高校在学期間）を含み、まだ配偶者がいないこと		第3順位
孫（障害者）（孫が元組合員と養子縁組した場合も含みます） ※元組合員の死亡時において既に障害等級1級又は2級（国共済法に定める等級）に該当していたこと		
祖父母	元組合員の死亡当時において、 ① 元組合員と生計を共にしていたこと ② 主として元組合員の収入により生計を維持されていたこと	第4順位

民間会社などに就職した方へ

現在、退職共済年金や障害共済年金等の年金を受けている方が、民間会社等に再就職し、「厚生年金保険の被保険者等」(☆)となったときは、就職中の標準報酬月額等に応じて、年金額の一部が支給停止となる場合があります。

民間会社等に就職した場合には、就職から退職までの間、連合会に次のような届出が必要となります。

民間会社等に就職したとき



「厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)」

☆厚生年金の被保険者等とは、次のような方をいいます。

- ・ 厚生年金保険の被保険者及び70歳以上(昭和12年4月2日以降生まれ)で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- ・ 私立学校教職員共済制度の加入者及び特定教職員等
- ・ 国会議員
- ・ 地方議会議員

◆年金の一部支給停止額の算定式

$$\text{支給停止年額} = \{ (\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 48\text{万円} \} \times 1/2 \times 12$$

* **基本月額**とは、退職共済年金等の額(職域加算額及び加給年金額を除きます。)の12分の1の額をいいます。

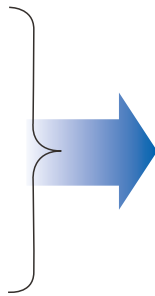
* **総収入月額相当額**とは、「標準報酬(給与)月額」とその月以前一年間の「標準賞与(期末手当等)の額」の12分の1の額との合計額をいいます。

基本月額と総収入月額相当額の合計額が48万円を超えないときは、年金は停止されません。

国会議員及び地方議会議員の方の場合

標準報酬（給与）月額が異動したとき

標準賞与（期末手当等）額が決定したとき（ボーナスが支給されたとき）



**「標準報酬月額等異動届」
（注）を参照**

（注） 国会議員及び地方議会議員以外の方は、標準報酬（給与）月額が異動しても、又は賞与（ボーナス）が支給され標準賞与（期末手当等）額が決定しても「標準報酬月額等異動届」の提出は必要ありません。

民間会社等を退職したとき



「年金の一部支給停止事由の消滅等届（退職等届）」

届出用紙は、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページから取得することができます。（パソコンがない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。）

失業給付を受けると、退職共済年金は支給停止

特別支給の退職共済年金又は繰上げ支給の退職共済年金を受けている65歳未満の方が、会社等を退職された後に、雇用保険法による基本手当または船員保険法による失業保険金（以下「失業給付」といいます）を受けると、その失業給付を受けている間、退職共済年金は職域加算額を除き支給停止となります。

失業給付の権利が生じたときには、まず、**退職共済年金の額と失業給付に退職共済年金の職域加算額を加えた額**とを比較し、有利な方を選択してください。

失業給付を受けた場合には、「退職共済年金支給停止事由該当届」による届出が必要となります。

届出用紙は、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページから取得することができます。（パソコンがない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。）



読者のひろば



私の実践

私は今年12月、誕生日を迎えると満90歳になる。
昭和49年7月、国税の職場を退職して34年が過ぎた。
お蔭様で大した病気もせず元気に過ごして来たことに
感謝の気持ちで一杯である。

私はもう30年近くの昔から毎週土曜日の日課として、
京都嵯峨野にある門跡寺院「大覚寺」で写経を続けている。
私の住まいが嵯峨野(嵐山)に近いこともあるが、
我が家の檀那寺(徳島市)が真言宗大覚寺派の末寺でも
あることから特別のことが無い限り本山である大覚
寺の五大堂に足を運んでいる。

今はもう写経と言っても上級用紙に自筆の「般若心経」
を謹書している。大覚寺の奥まった大沢池の畔にある
五大堂で静謐の一刻を過ごすことは私にとって心のリフ
レッシュである。写経を終えて大沢池から見た「春夏秋冬」
の借景は又何とも言えない心の安らぎを覚える。

写経を済ませたあと私は、京都市バスを利用して市
内の「サウナ」に立寄ることにしている。入浴後1時間
のマッサージは私にとって健康回復の身体のリフレッ
シュである。

私は素人考えで、人間の身体のどこかで血液の流れ
が悪くなると、そこから必ず病気が発生するのではな
いかと思っている。その為には血液の循環を悪くしな
いように常に心掛けることが必要と思っている。そし
てそれも継続することが大切である。皆さんも何か一
つ自分にあった方法で血液の流れを良くすることに努
力して見ては如何でしょう。

京都府 津村 耀男 (89歳)

生きる為に!

八十の坂を越す。一年間の早いことまたたく間に春のお彼
岸、お盆、秋の彼岸、年の暮れと奥津城に掃除、花立てへの行
事が迫ってくる。

身体のためには、ゲートボールに挑戦、一週間に四回、打つ
こと歩くことに専念している。脳の活性化を図るためには、ゲ
ートボールの作戦が有効だと痛感している。

又仲間との楽しい語らいで笑ったり、手をたたいたりするこ
とも老化を防ぐ一因になっていると思う。

一人で話していると、何もしゃべらない一日が過ぎて行く、
私はそれをカバーする為に、エッセーを書いたり、新聞の「ち
よつといひ話」に寄稿したりしている。

指先を使うことにも挑戦、かがりまりやのあみ物も思い立っ
たら糸とはりを手にすることになっている。

読書はずっと続けている。乱読ではあるが、読むほどに、共
感を抱いたり、感動をしたりすっかり魅了されて夜通し読み耽
る事もある。

幸い徳島市立図書館の巡回文庫が利用できる所以書物に
は事欠かない。

七十五才までは、ボランティア(地域)にあげくれたが、今は
周囲の誰にも迷惑をかけないように、自己管理につとめている。
その一・食生活を大切にする

- 1、一日三十品目を目標に。
- 2、六つの基礎食品をバランスよく。
- 3、甘いものは控える。

その二・健康管理をする

- 1、朝のラジオ体操をする。
- 2、畑に出て体を動かす。
- 3、できるだけ歩く。
- 4、異変があれば直ちに主治医へ

その三・人と交わる

- 1、近所の人との会話を楽しむ
- 2、買い物等に出かけるときは時間の許す限り人々と会話を
をする。

以上は、私のささやかな挑戦です。

徳島県 矢部 雪子 (82歳)

【表紙写真募集】

平成21年10月号と平成22年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の
風景等の写真がございましたらご投稿ください。

ご投稿写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住
所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。な
お、10月号の応募締切りは6月30日、1月号の応募締切りは8月31日です。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があります大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、**おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。**

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)